通知預金規定

１．【預入れの最低金額】

この預金の預入れは１口 10,000 円以上とします。通帳での預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

２．【預金の支払時期等】

(1) この預金は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

３．【証券類の受入れ】

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和８年 10 月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳または証書と引換えに、当店で返却します。

４．【利息】

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、適用する利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は 1,000 円とします。

５．(取引等の制限)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) １年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

６．【預金の解約】

(1)　この預金口座を解約する場合には、所定の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(2)　解約は預金一口ごとに取り扱います。その一部は解約いたしません。

(3)　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合

7.【譲渡、質入れの禁止】

(1)　この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

8.【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1) この預金は、預入日から７日間の据置期間経過前である場合または解約する日の２日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに）通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとし

ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済について当金庫の承諾を要する等の期限がある場合においても相殺することができるものとします。